

本稿は3月1日に、自治労連と国公労連、全労働が共同で作成した「コロナ危機のもとでの生活に困窮する失業者等を行政が支えるために「住民のいのちと暮らしを守りきる」ための提言（案）—雇用・福祉版—」についての記者会見における発言を、編集部の責任でまとめたものです。

コロナ危機のもとでの 生活に困窮する失業者等を行政が支えるために

自治労連副中央執行委員長
長坂 圭造

新型コロナ感染拡大は、未だ収束の見通しが立たない中、いのちと健康、暮らしを守る役割がますます重要になっています。

自治労連、国公労連、全労働（全労働省労働組合）は、雇用行政や生活保護などの福祉行政を中心に、「住民のいのちと暮らしを守りきる」ための政策提言（案）を作成しましたので、発表させていただきました。政策提言の柱は、以下の通りです。

一つ目として、各種給付金については、すべての国民の生活を支えるものとなるよう、必要に応じて増額・要件緩和等などの必要な措置を講じ、徹底した周知を行うこと。個人事業主や請負・フリーランスなどへの支援を拡充すること。二つ目として、住まいをなくした生活困窮者の実態をつかむとともに、国の責任でただちに安定した住まいを提供するしくみを構築すること。

三つ目として、雇用保険制度について、受給資格要件や所定給付日数、給付制限などを見直し、失業時のセーフティネットとしての機能強化を図ること。

四つ目に、生活保護を利用しやすくするた



めめの取り組みをさらに強化すること。生活保護は権利であり、困窮時に迷わず使える制度として、徹底すること。保護申請時の親族への扶養照会については、義務ではないことを徹底することが重要です。

五つ目に、労働行政や福祉行政について、生活に困っている人の相談に対応できる人員と予算を確保すること。そして、六つ目として、国と自治体の連携の強化を図り、生活困窮などの相談に対して、必要な支援を行っている部署へつなぐ体制を作ることです。

労働者の4割が非正規労働者になり、格差と貧困の拡大が社会的な問題になって久しくなります。飲食業などのサービス業で働く方

や個人請負など多くの方が、仕事を失ったり、住まいを失ったりしています。菅首相は、「自助・共助」を強調しますが、いくら頑張っても、現時点では、個人の努力ではなんともならない状況となっています。決して個人の責任ではありません。

「健康で文化的な最低限度の生活(生存権)」(憲法 25 条)と「働く権利(勤労権)」(第 27 条)を保障するのが、国・自治体の役割であり、生活に困窮する方への支援を強化し、公務公共が本来の役割を發揮していくことが必要になっていると思います。本提言(案)は、公的支援策について、現在の主な制度の現状と課題を明らかにするとともに、今後危惧される大量の失業やそれにとまなう生活困窮者の増大に対してどのように対策を行うべきか、提言するものです。

提言案の構成は、「1. コロナ危機のもとでの失業・貧困をめぐる状況」、「2. 失業者等を支援する制度の現状と課題」、「3. 支援体制など現状の課題」、そして「4. 提言」という流れになっています。

「1. コロナ危機のもとでの失業・貧困をめぐる状況」として、働く人たちの状況がどうなっているのかを中心に示しています。宿泊、飲食、サービス業で失業者が増加し、厚生労働省がコロナ関連の解雇や雇い止めが3万人を超えたと3月1日に発表しました。非正規や自営業などの打撃が大きく、非正規は、20年4月には131万人が職を失いました。女性の自殺者やDV被害者が増加し、2020年の女性の自殺者は19年より885人増加しています。これまでフルタイムで暮らしてこれた方が生きることさえまなくなっており、大学等の退学者も1367人にのぼること

が明らかになっています。

こうした中、政府がどのような対策をしてきたかを振り返って確認しています。国民・労働者の声の高まりで実施した「特別定額給付金」や「住居確保給付金」、「雇用調整助成金」など、特例措置などで実施されていますが、いずれの対策も労働者が声を上げる中で政府が後手後手に対応した時限的な措置であり、いかなる時でも暮らしを支えられるよう雇用と暮らしを守る社会保障制度の抜本的な改善が必要です。

「2. 失業者等を支援する現行制度の現状と課題」として、「雇用保険制度」や「生活保護制度」「自立就労支援制度」、そして、新型コロナウイルス感染拡大に対して緊急雇用対策として行われている「休業支援金・給付金」などの制度について、顕在化している問題点を明らかにし、「3. 体制整備をはじめとする現状の課題」では、体制などを中心に、課題を明らかにしようとしてきました。コロナ感染拡大のもと、急ピッチで制度を作ったため、問題が生じることはやむを得ませんが、とりわけ、大きな課題としてあげられることを紹介しました。

福祉行政に関わって、生活保護について厚生労働省はホームページに「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあります。ためらわずにご相談ください」とうながす一文を載せました。

しかし、残念ながら、「生活保護だけは受けたくない」という雰囲気があると思われます。戦前は、社会保障が「施し」として扱われ、日本国憲法のもとで、憲法 25 条で生存権が謳われたものの、社会保障について、抑制する力が強かったと思います。芸能人バッシン

グ等によって意図的に負のイメージも作られました。その結果、「生活保護にだけは頼りたくない」「生活保護を受けるべきではない」という意識が作られているのではないかと思います。

今回、暮らしを支える点では、生活福祉資金や住居確保給付金などが急増し、一定機能していると思います。ただし、生活福祉資金は貸付であり借金です。住居確保給付金については、東京と特別区の場合、給付額が単身で最大5万3,700円となっており、低すぎると指摘されています。制度について、安心して利用できる制度にしなければなりません。

困った方に寄り添いたいと現場では頑張っていますが、あまりに人が足りないというのが実態です。ケースワーカーというのは、その呼び名の通り、困っている方の相談にのってケースワークすることなのに、それができない状況です。話を聞いて、「何が必要か」「何が足りないのか」を把握して支援すべきが、人は増えず業務が多すぎて、やるべきことができないというのが職場の状況です。住居確保給付金の申請を扱う相談窓口も深刻です。住民に寄り添って相談ができるよう体制を拡充することも必要です。

こうした制度や体制の現状と課題を明らかにする中で「4. 失業者・生活困窮者等を支える支援策の拡充と体制の強化を」として、提言内容を示させていただきました。

新型コロナにかかる各種の給付金等については、実態に合っていないという指摘が多く、実態を踏まえた拡充が必要です。必要な人に支援の手が届くよう制度の改善を図ることが必要です。

住まいは人権であり、生活再建の足場とな

る住まいについて、必要な支援ができるよう見直しが必要です。福祉行政の中で強調したいのは、「生活保護は権利であり、困窮時に迷わず使える制度として周知を徹底すること」

「保護申請時の親族への扶養照会については、義務でないことを徹底すること」、そして、住民に寄り添い、暮らしを守る役割を発揮できるようにするためにも、必要な人員・体制を確保することです。

こうした政策提言案を前に進めることによって、住民のいのちと暮らしを守りきるよう自治労連は奮闘していききたいと思います。